

## 工事請負契約書（案）

工 事 名 国立能楽堂照明設備改修工事

請負代金額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)

発注者 独立行政法人日本芸術文化振興会 分任契約担当役 国立能楽堂長 中尾 健一 と受注者【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号（国立能楽堂構内）において施工する。

第3条 着工時期は、令和●年●月●日【契約締結日の翌日】とする。

第4条 完成期限は、令和8年3月31日とする。

第5条 契約保証金は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【請負代金額の10分の1】を納付する。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【請負代金額の10分の4】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするものとする。

第9条 請負代金の請求書（前払金を含む。）は、国立能楽堂事業推進課に提出するものとする。

第10条 完成通知書は、国立能楽堂事業推進課に提出するものとする。

第11条 別記の工事請負契約基準第35第8項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第12条 別記の工事請負契約基準第46第1項第11号イを次の通り読み替えるものとする。

イ 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において

同じ。) が暴力団員であると認められるとき。

第13条 発注者及び受注者は、この契約についての裁判を提起する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第14条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会

分任契約担当役

国立能楽堂長 中尾健一

受注者

【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名】 印